

令和8年度 兵庫県立総合教育センター 会計年度任用職員（用務員）採用選考案内

主に庁舎内外の清掃業務を担う一般職の非常勤職員の募集です。

- ・受付期間 令和8年1月6日（火）～令和8年1月26日（月） [必着]
- ・試験日 令和8年2月5日（木）
- ・任用期間 令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）
- ・勤務場所 兵庫県立総合教育センター

1 募集職種、採用予定人員等

職名	採用予定人員	勤務形態	職務内容
用務員	3名程度	① 週11時間15分 (原則3時間45分×週3日) ② 週7時間30分 (原則3時間45分×週2日)	庁舎内外の清掃等の環境整備業務、文書等の使送業務、簡単な書類作成・整理 等

※週1日の勤務を希望する方も応募可能です。（報酬・休暇等の条件は異なります。）

2 受験資格

- （1）令和8年4月1日現在で18歳以上の方（年齢の上限はなし）
- （2）任用の日に兵庫県立総合教育センターに勤務可能な方
- （3）地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- （4）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を理由とするもの以外）
- （5）パソコンの簡単な操作ができる方

3 選考方法

- （1）選考方法 所定の応募書類及び面接試験による選考
- （2）日時 令和8年2月5日（木）
※試験時間は申込み後、別途お知らせします。
- （3）場所 兵庫県立総合教育センター
〒673-1421 加東市山国 2006-107 TEL: 0795-42-3100（音声案内7番）
〔 申込者多数の場合、上記以外の試験日程になることがあります。
その場合は、申込者への案内により別途お知らせします。 〕

4 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で所定の応募書類（写真を貼付したもの）と110円切手を貼付した返信用封筒（郵便を受け取れる宛先をご記載ください）を提出してください。

なお、応募書類は、A4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

提出先：〒673-1421 加東市山国 2006-107

兵庫県立総合教育センター総務課

TEL: 0795-42-3100（音声案内7番）

※ 申込者には、試験日時・会場等を記載した案内を郵送します。

※ なお、2月3日(火)を過ぎても案内が届かない場合は、2月4日(水)午前中までに兵庫県立総合教育センター総務課まで電話で照会してください。

5 合格発表

2月中旬頃に兵庫県立総合教育センターホームページに合格者及び補欠合格者の受験番号を掲載します。

※ 合格者には文書で通知しますが、補欠合格者及び不合格者への通知は行いません。

6 採用予定期間

(1) 採用日は原則として令和8年4月1日（水）です。

(2) 辞退、欠員等が生じた場合には、補欠合格者の成績上位者から採用します。

※ 県立総合教育センター総務課から電話で連絡します。

7 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日です。

（勤務実績に基づく能力実証等により、4回を上限に再度の任用を行う場合があります。）

8 勤務条件等

(1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）

週11時間15分勤務：月額60,000円～63,000円

週7時間30分勤務：月額39,900円～42,000円

※ 報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※ 基本報酬の額は、正規職員の給与改定等に応じて一部変動する可能性があります。

(2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり。

(3) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）

(4) 勤務時間

週 11 時間 15 分（原則 3 時間 45 分×週 3 日）又は週 7 時間 30 分（原則 3 時間 45 分×週 2 日）

※勤務する時間は、原則 8:15～12:00 又は 13:00～16:45 のいずれかです。

(5) 休暇

年次有給休暇（時間単位の取得が可能）

その他、夏季休暇(有給・週 3 日以上勤務)等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり

(6) 条件付採用

改正地方公務員法（令和 2 年 4 月 1 日施行）第 22 条第 1 項及び第 22 条の 2 第 7 項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後 1 月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) 営利企業への従事(兼業)を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
 - ・兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
 - ・兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
 - ・兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じことがあります。
- (5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。
- (6) 不合格となった場合にも応募書類については、一切返却しません。（当方で責任をもって処理します。）